事業概略書

事 業 名	児童福祉法改正後の障害児通所支援の実態と今後の在り方に関する調査研 究
事業目的	平成24年度児童福祉法等の改正に伴う障害児支援体制の変更は大規模かつ抜本的なものであったため事業所や利用者の混乱を招いている。 障害児通所支援等を実施している全国の事業所に対して、利用児や運営の状況を調査し、改正児童福祉法への円滑な移行を図るための課題を分析して今後の在り方を提案する。
事業概要	以下の項目について、平成24年6月1日時点での調査を実施、結果を分析 して、児童通所支援の今後の方向性や改正の必要性について提案した。 1. 障害児通所支援の現状把握 2. 新規事業受託状況(保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害 児相談支援事業) 3. 激変緩和措置後の事業運営の課題と対応策の検討
事業実施結果及び効果	1. 障害児施設体系の一元化に伴う変化 多くの知的通園・難聴通園は福祉型児童発達センターに、肢体通園は医療型児童発達支援センターに移行していたが、知的通園の 7 施設が児童発達支援事業、1 施設が放課後デイ、肢体通園の 6 施設が福祉型に移行していた。また、旧児童デイのうち 15 施設と重症通園 5 施設が福祉型に移行していた。25 年度の予定では、医療型から福祉型への移行は 13 施設、事業から福祉型への移行が 36 施設予定されている。 2. 職員体制 直接処遇職員の配置基準は 4:1 であるが、全体平均では 2.67:1 であった。利用児の低年齢化、重度化、障害の重複化などに対応して今後の配置基準の見直しや加算制度の検討が必要である。 3. 利用児の状況 医療的ケアを要する児は医療型(旧肢体通園、総合通園)や旧重症通園に多かった。医療連携体制加算の利用は少なく、自園の看護師等が実施していた。たんの吸引等の研修は、「受けていない」「受ける予定がない」が多かった。併行通園は、難聴通園から移行したセンターでは 60%以上、センター全体では平均 20%、事業では 40%以上であった。 4. 新規事業(保育所等訪問支援事業、放課後等デイサービス、障害児相談支援事業)の受託状況と課題 放課後等デイは増加傾向であったが、さまざまな実施形態が見られて混乱しており、今後は実施事例の提示などが必要である。保育所等訪問支援事業の指定は 155 ヶ所、実際に稼働している事業所は 57 ヶ所のみであり、

今後の推進に向けて人口過疎地域などでの給付額の検討も考える必要がある。障害児相談支援事業については、すべてのセンターで実施することが望ましいが、初期相談に対応しかつ中立・公平を担保するためのさらなる検討が必要である。

5. 要保護児童に関して

回答事業所 1404 ヶ所中、虐待またはその疑いのある要保護児童のいる事業所が 403 施設 (925 人) という実態があり、児童発達支援事業所が障害のある子どもの虐待防止の役割を果たしている状況があった。

6. 児童発達支援センターの標準的事業モデルについて

保育士・児童指導員の配置基準を統一して発達支援の基本機能とし、「医療型」「福祉型」の類型を撤廃する。また、障害児相談支援事業や保育所等訪問支援事業を必置事業とし、付設診療所は「地域の障害児医療センター」として地域に開放していくことが望ましい。

以上の研究成果は、3年後の完全実施に向けた協議に活用できる。

事 業 主 体

全国児童発達支援協議会 (代表者:加藤正仁)

事務局: 〒838-0142 福岡県小郡市大板井字井尻 1143番の1

こぐま福祉会 内 (TEL:0942-72-7221 E-MAIL:0942-72-7222)

- (注) 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、 分かりやすい表現に努めること。
 - 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を 必ず提出すること。